平成２５年（フ）第６０３号
愛知県豊明市新田町前原１番地　ナビライフ豊明マンションⅠ番館Ｂ棟607号、開始決定時の住所愛知県豊明市間米町唐竹342番地12
破産者　野嵜四豆雄
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１６号
広島県呉市安浦町大字中切558番地、開始決定時の住所広島市東区馬木１丁目７番地の３
破産者　清芳園こと　新谷　　清
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４８号
広島市西区草津新町１－８－４ガーデンスクウェア205号室、住民票上の住所広島市佐伯区海老園３丁目23番６号
破産者　錦織　礼二
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９号
高知県四万十市中村京町２丁目３番地
破産者　篠川　良一
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第４５２号
北海道旭川市豊岡14条６丁目９番１号　白樺マンション３号室
破産者　庄子　富夫
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
北海道根室市緑町２丁目43番地、開始決定時の住所北海道根室市鳴海町２丁目11番地６
破産者　マルト魚谷商店こと　魚谷　隆治
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第１２３号
福島県耶麻郡北塩原村檜原蛇平原山1074―852　くるみの森３号棟、開始決定時の住所福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町57番地１
破産者　貴田喜久治
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第７１号
金沢市笠舞本町１丁目６番５号、従前の住所金沢市笠舞本町１丁目６番４号
破産者　杉宮　健一
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
静岡県浜松市中区龍禅寺町567番地の２、開始決定時の住所静岡県浜松市南区三島町806番地の５
破産者　田島　矩子
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
静岡県浜松市南区寺脇町852番地の２
破産者　佐々木義暢
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
愛媛県松山市市坪北２丁目16番２号　市坪西団地２棟43号
破産者　得能　靖夫
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４９号
沖縄県那覇市字松川448番地１
破産者　喜納　喜清
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１２５４号
埼玉県上尾市浅間台２丁目７番地７
破産者　小越　敏彦
1　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
2　一般調査期日　平成26年１月28日午後２時30分
平成25年11月27日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
和歌山県有田郡広川町大字山本1487番地の１
破産者　株式会社ユニ・テック
1　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
2　一般調査期日　平成26年１月27日午前10時35分
平成25年11月29日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦661番地１
破産者　ノコナ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
2　一般調査期日　平成26年２月28日午前11時30分
平成25年11月29日　松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２４号
愛媛県西宇和郡伊方町中之浜617番地２
破産者　松田妃佐美
1　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
2　一般調査期日　平成26年２月28日午前11時30分
平成25年11月29日　松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２５号
愛媛県西宇和郡伊方町中之浜617番地２
破産者　松田　尚久
1　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
2　一般調査期日　平成26年２月28日午前11時30分
平成25年11月29日　松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２３６号
兵庫県宝塚市小林４丁目７番83号　ジュネス小林201、前住所兵庫県宝塚市小林４丁目７番21号
破産者　姜喆洙こと　鳥山　聖児
1　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
2　一般調査期日　平成26年１月23日午前10時55分
平成25年11月29日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係